

会議録（要点筆記）

会議名	第8回米原市地域福祉計画推進会議
開催日時	平成30年11月29日（木）午後7時から午後8時15分まで
開催場所	米原市役所 山東庁舎別館2階 会議室2AB
公開・非公開	公開
傍聴人	なし
出席者	出席委員：12人 西秋委員、空閑委員、阿藤委員、永田委員、棚池委員、森委員、高木委員、樋口委員、伊藤委員、福永委員、振角委員、北森委員 欠席委員：3人 中村委員、吉野委員、江川委員
	事務局：14人 市：立木次長（くらし支援課長）、平山課長補佐、伊賀並、亀山、黒田 市社会福祉協議会：田中地域福祉課長、村山課長補佐、中川、伏谷、膽吹 中嶋、宮永、米田 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所 荒井
議題	・第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の計画素案について
結論	・計画素案の修正したものを公開し、パブリックコメントを行う。
<p>事務局あいさつ</p> <p>本日の会議は、委員15名中現在12名のご出席をいただき、定数を満たしております。</p> <p>1. 会長あいさつ</p> <p>皆様こんばんは。一週間ほど前の22日に伊吹山に初雪が降りました。寒暖の差が非常に大きくなっております。皆様方も体調には十分ご留意いただきたく存じます。</p> <p>本日は第8回の会議開催に夜分お疲れのところご出席いただきありがとうございます。本日はまちづくり計画素案について協議いただきます。委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただき、これからのまちづくりに活かしてまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まずは事務局から本日の議題についてご説明いただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>事務局 簡単に第7回会議を振り返らせていただきます。後ほど議論する計画素案の元となる素案を見ていただきましたところ、誰もが見やすいものにするためのイラスト・写真を含めたレイアウトの工夫・改良を求めご意見をいただきました。また、子どもの視点や保護者の視点を組み入れてはどうかというご意見もいただきました。さらには、全国的にも課題となっている人材不足という課題の中で、人材の「材」は財産の「財」であるというメッセージ性を込めてはどうかというご意見もいただく中で、計画素案を作成しました。</p>	

まだまだ改良が不十分な点や、我々事務局サイドから見るとまだ第1期の計画の影響が残るところもございますので、客観的な目線でご意見をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

会 長 続きまして「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」の計画素案について事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の計画素案について

事務局 【計画素案について説明】

会 長 今、詳しく説明していただいた内容につきまして、皆様方からご意見・ご感想、またご協議いただくことがあればお願いいたします。どなたからでも結構です。

委 員 「居場所」という言葉がたくさん出てまいります。1つ目が「支え合い、寄り添い合う活動の推進」の「市民・地縁組織が取り組むこと」の「支援が必要な方の居場所をつくります」です。個人的な感覚で言うと、支援が必要な方については市民・地縁組織が取り組むものではないため違和感がございます。支援が必要だと分かっている行政等が取り組むべきことではないでしょうか。その他にも、居場所という言葉が色々なところで出てまいります。例えば最後の目標達成指標にある「居場所がある地域数」にはサロンや地域お茶の間創造事業とあります。私達も活動の中でこの言葉をよく使いますが、「居場所」に含まれる意味が広すぎる気がいたします。

会 長 「居場所」という言葉に含まれる範囲が広いとのご意見でございましたが、いかがですか。

委 員 ただ集まって過ごすだけの場所から、もっと支援が必要な方が集まる場所まで含まれております。

事務局 ご指摘のとおりでございますが、この先も様々な居場所を作ってまいりたいという抽象的な表現でございます。ここの大きな項目が「身近な地域での支えあい」であり、この先々については支援が必要な方の居場所についても地域で住民主体の支え合いの中に作ってほしいという願いもございます。抽象的ではございますが、団体の居場所や支援が必要な住民の居場所等、1つに固定しないで、様々な居場所をそれぞれ作っていききたいという思いでございます。再度ご意見を踏まえて整理いたします。

会 長 今のお話のように、お茶の間だけの居場所ではなく、色々な意味を含めた居場所を想定されているとのことでございます。居場所について他にはご意見ございますか。

事務局 「支援が必要な方の居場所」については、社会福祉法の第4条にも「支援が必要であっても地域社会の構成員である」と位置付けられております。これは公助や自助・互助が混じって支援が必要な方も支え合うという大事な視点でござ

いますので、それも含めて検討させていただきます。

委員 「支援が必要な方自身にとっても地域に居場所がある」という意味合いで使われていることがわかりました。

委員 「福祉人材の確保」について、「介護職員初任者研修会、簡易養成研修の実施」という項目があります。先日の新聞に、「今年から簡易養成研修を実施したが全国的に集まりが悪い」との記事があり、米原市の現状はどうかと気にしておりました。目標達成指標の基本目標Ⅲに、この簡易養成研修も現状と目標値を入れてはいかがですか。

事務局 現状の介護職員初任者研修は社協が実施されています。これは旧のヘルパー2級の養成講座です。国は、これまで実施してきた中でカリキュラムの時間が長いことが壁になっているのではないかと、時間数を短縮して身近な人材を養成する簡易養成研修の制度を作りました。米原市では実施されておきませんので、この計画に盛り込むことも検討してまいります。国も簡易養成による人材養成を新たに認めるとのことですので、今後はそれも盛り込みながら人材を養成してまいります。一部、障がい者向けの職員研修を取り入れられております。簡易養成研修については壁を取り払うものとして目標への位置付けを検討してまいります。

委員 簡易養成研修の場合は、カリキュラムに何時間必要ですか。

事務局 2種類ありまして、全体で59時間のものと約半分の21時間のものがあります。

委員 そのような取り組みやすいところから募集し、参加者を増やすように取り組んでいただきたいです。

委員 介護職員初任者研修については、日本人の方を対象とするものが書かれており、市内では社協のみ実施されております。今年度より湖北で外国人の方の初任者研修をスタートしておりますので、それも入れていただきたいです。現在滋賀県では3年目、湖北では今年が初めてでございますが、今年受講者数は12名でした。そのうち米原の方は1名のみで、9名が長浜、2名が高島から来ておられました。今後も継続を要請してまいりますので、それも含めてご検討ください。また今回「福祉人材の確保」に書いてあるものは「確保」なので初任者研修になるのかもしれませんが、基本的には「確保と育成」でございます。そういう意味では登竜門の初任者研修のみならず、介護福祉士等、次のスキルにしっかりとつなげていく意識が重要です。ところが現在は初任者研修の次の育成のための受講費の支援はない上、また実務者研修は市内では開催されておきません。社協でも実施されておらず、市内では1つの団体で実施されているのみでございます。そのあたりももう少し幅を広げていく必要がございますのでご検討ください。それから「福祉人材の確保」の「市が取り組むこと」の中に「事業者に対して、職員が働きやすい職場づくりに向けた支援や働き掛けを行います」とあります。働き掛けについては様々な指導だと思いますが、支援とは具体的にどのようなことを想定して書かれているのか教えていただきたい

いです。

会 長 具体的な支援についての問い合わせでございます。

事務局 現在国でも働き方改革が進められております。事業所で働かれる方が働きやすさの中で、長くお勤めいただき、人材として活躍していただけるよう、国が進める事業や方向性も踏まえながら改めて、県や市の事業としても進めてまいります。具体的な支援の中身等はこれからの検討でございますが、しっかりと進めてまいります。

委 員 働き方改革は各福祉事業所が当然するべきものであり、市が取り組むことではございません。市が支援として改革されるのであれば、対応させていただきたいと思っております。私たち事業者側は大変な人材難の中で一生懸命取り組んでおりますので、ここに支援と書くのであれば検討した中身の具体化を求めます。また、「連携体制の構築」の「福祉事業者等が取り組むこと」の中に「福祉事業者協議会の設置」とありますが、これは具体的にどのような協議会として設置されるのかお教え願います。

事務局 すでに米原市内にも様々な事業所がたくさんございます。そのような福祉事業者と社会福祉法人との境界を求められている部分もございます。そこを含めた形で事業者が取り組むところは社会福祉協議会が働きかけをさせていただくなど、大きく捉えていただければと思っております。

委 員 福祉事業者協議会については新たに何かの協議会ができるというものではなく、連携していくという意味合いであると理解いたしました。最後に、福祉人材について、近年事業所で課題となっておりますのはハラスメントでございます。私たちが利用者様や高齢者・障がい者の方の人権を守るのみならず、働く人の人権を守る窓口の設置を県でも早急に検討すべき課題となっております。働く人の人権について少しでも触れていただくことが人材確保と育成、働きやすさには必要でございますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

事務局 大変良いご意見をありがとうございます。今は様々なサービス業であっても何を言っても構わないという時代ではなく、対等な関係でお互いに気持ちよくサービスを享受し合うという動きもございます。これをみんなで認識していく必要がございますので、啓発等が必要であると再認識いたしました。

会 長 ありがとうございます。他にはございますか。

委 員 表記について細かい指摘になりますが、平成の「H」の表記になっているところと西暦で表記されているところがあります。平成は来年でなくなるためH32以降に少し抵抗がございます。全体を通して西暦に統一されるべきではございませんか。それから「民生委員・児童委員」という表記についてです。「・」のある表記になじみがないので調べましたところ、配布されている資料では、「・」がありませんので。「・」のない表記に統一されてはいかがですか。また「福祉人材の確保」の「市が取り組むこと」の主な取組の一番下に「民生委員・児童委員 協力員制度の構築」と書かれておりますが、協力員制度とは具

体的にどのようなものをお考えおられますか。それから「市が取り組むこと」に「民生委員・児童委員活動の支援」と入っているところが2か所記入されているが、その他の項目もすべて私たちと関係しておりますので、なぜここだけにこれを入れられたのかお伺いいたします。

会 長 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

事務局 西暦につきましては、今後平成から新しい元号に代わっていく中で、どのような表現がいいのか、再度市の内部で確認しながら統一するよう修正いたします。次の民生委員と児童委員の間の「・」の使用につきましては、前回の改選から「・」の表記をしております。今まで「民生委員児童委員」が定着しておりましたが、国が「・」を入れて民生委員が児童委員を兼ねることをわかりやすく伝えていくよう変更いたしました。協力員につきましては、この計画の5年間の間に制度として構築できればと考えております。民生委員・児童委員の役割は近年、様々な問題に対して複雑で多岐にわたり、負担が増加しております。また今後もさらに新しい問題が出てくることが予想されますので、それをサポートできる協力員という体制が必要ではないかと考えております。最後に「民生委員・児童委員活動の支援」とは、相談しやすい環境を作っていくイメージでございます。そうすることで民生委員の活動しやすい環境づくりを支援していくという意味の表現でございます。

会 長 他にはございますか。

委 員 福祉のまちづくりに向けた課題のまとめが4つございます。実際に支援をする身としては4つめの「複雑化・複合化する地域課題への対応」が一番大事でございます。大変複雑で支援不足な家庭が非常に増えており、老々世帯もますます増えると思われまます。その課題への対応もしっかり書かれておりますので、具体的にはどのような形でこの現状への対応を落とし込んでいくのかを教えてくださいたいです。

事務局 昨年度より社会福祉協議会に受託していただいている多機関協働による包括的相談支援体制構築事業というものがございます。例えば8050の問題等について、1つの部署や単体の専門相談機関だけでは対応しきれないような複雑で多様化する問題に連携していく取組を始めております。「相談しやすい環境づくり」の「社会福祉協議会が取り組むこと」の中に「多様化・複雑化するニーズへ対応できるよう、相談機関の情報共有や研修会等を実施し」と書かせていただいておりますが、そのような相談機関のネットワークづくりの体制構築を進めてまいります。

委 員 具体的にはそのような複雑な、また支援が困難な家庭環境である方の相談窓口は社会福祉協議会であると周知させていただいてよろしいのですか。

事務局 あくまでも相談窓口はいろいろな部門・部署でございます。その中で気付いたことや自分たちだけで解決できないものを持ち寄ってみんなで共有し、チームで支援していく体制を米原市として進めております。実際には毎月各部門のワ

一カーが集まり、それぞれ共有したいケースを出し合うことや、まだチーム支援ができていないケースに関して、どのような機関がチームを組んでいくのかについて話し合いながら支援体制を組んでおります。

委員 おそらく現状でもケアマネジャーが色々なご家庭の支援者を担当しております。家族がしっかりしている、支援内容がそれほど複雑でないご家庭には一人で対応できますが、例えばお一人暮らしで認知症が進み、近隣を徘徊してクレームが出るような場合にケアマネジャーが一人で抱えて動かなければならないケースが、とくにこの10年は桁違いに増えております。ケアマネジャーもどこに相談していけばいいのかわからない上に、何かあれば呼び出されるという現状です。そういう状況に対して、社協に窓口があり、そこに困難なケースを相談に行くとみんなで考えてもらえると周知することは可能ですか。可能ならば、どこの担当のどなた宛てに相談するのかを知っておくと、事業者がケアマネから相談を受けた際にお伝えできるのではないかと思います。

事務局 十分に周知できておりませんが、包括支援センターの主任ケアマネの研修や連絡会の中で、複雑な相談や気づいた問題があれば社協が設けている窓口を利用していただく旨はお伝えしております。また今回そのような問題の掘り起こしやケアマネが抱えておられる問題について、今年の後半から来年の初めにかけてケアマネにアンケート調査とヒアリングを行い、支援につなげられるような働きかけをすることを事務局で考えていたところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは空閑先生から感想等をお願いいたします。

副会長 前回の会議で申し上げた大きな中身については反映していただいております。ただ、例えば「各主体の役割」とありますが、ボランティア組織等はどこに入るのか等の話はされましたか。地縁組織は記載されておりますが、ボランティア組織等は必ずしも地縁に依らない組織でございます。そのあたりが不明確でございますのでご検討いただきたいです。それから「居場所」「連携」「協働」などは最近の計画策定に頻繁に出てくる流行りの言葉でございます。委員からご意見がございましたが、これらの言葉について、具体例を示すなど具体的にどういうことなのかを載せていただきたいです。この委員会の会議でずっと共有しておりますのは、いかに分かりやすく、いかに市民の皆様に分かること、自分たちに関係のあることだと感じていただくかでございます。連携や協働が大切なことは誰も否定いたしません、それで何をすることが示されておられません。居場所もとても大切な言葉でございますが、逆に居場所と書いてしまうことでどういう居場所なのかが分かりづらくなっております。言葉の1つ1つを具体的にどういうことなのかを意識する必要があります。また、それについて質問を受けた際には我々委員も答える立場ですので、共通の答えを持つべきでございます。市民の方々に分かりやすいものにするの一環で、全体として具体的な表現や具体例を可能な限り示していただきたいです。一市

民が読んでイメージでき、自分たちのことであると意識していただき、懇談会やアンケートに協力していただいた方々には自分たちもこの計画策定に参加したと思っていただける計画になるよう、再度全体を見直していただければと存じます。

会 長 ありがとうございます。終了時刻も近づいてまいりましたので次第の「3. その他」について事務局からお願いいたします。

3. その他

事務局 【その他について説明】

会 長 ありがとうございます。本日色々いただいたご意見について、再度事務局で修正等の整理をお願いいたします。また、質問に対して回答できていないものもございますので、それについては次回に求めてまいります。まだ少し時間がございますので、ほかにご意見があればお伺いいたします。

委 員 学習支援事業について基本目標には挙がっておりますが、「自立を支える取組推進」にある「生活困窮者自立支援事業の受託」の中に含まれておりますか。学習支援事業の文言が見つけられません。

事務局 ここにカウントしておりますのは社協の独自事業のものでございます。今年度から市で小学3年生を対象に毎週水曜日に実施されているものが正式な学習支援事業ですので、カウントの方法が異なっております。生活困窮者の事業については、今年度から各小学校で実施しております。

委 員 この基本目標に挙がっているものはどのようなものでしょうか。

事務局 ここのカウントの仕方に誤りがございますので、修正いたします。

委 員 修正後は市が実施されているものになるのでしょうか。

事務局 平成29年度は社協の独自事業でしかなかったため、正式にこの学習支援事業を制度上で表記するのであれば実施しておりませんでした。

委 員 では次からの基本目標を立てる際には、市の小学3年生全員を対象にしている学習支援事業の数が挙がってくるのですね。

事務局 制度上であればそのとおりでございます。

委 員 制度に該当しない、社協が実施されようとしているものや我々の団体が実施しているものはここに入らないのですか。

事務局 独自で実施されようとしているものも含め、どこまでをカウントに入れるのか、ここには制度上のものが並んでおりますが、どのように考えるのか、「支え合い・助け合い」に居場所と関連して入れるのか、例えば子ども食堂等も社会資源として出てくることもあろうかと思っておりますので、それらは評価項目として改めてご意見いただければありがたいです。

委 員 わかりました。それから基本目標Ⅱの中で、生きづらさを抱えている人には子どももいるので、関係課には学校教育課が入っておりますが、入っていない部分がほかにもございます。保育幼稚園課も含めて入れていただきたいです。

事務局 先ほど申し上げましたが近々、計画素案を公開して市民の意見をいただくパブリックコメントの期間を設けます。スケジュールの都合上、今ご質問にお答えしたことについて修正したものは皆様にお伝えいたしますが、最終的には会長・副会長と調整させていただいた上で公開し、並行して市民の皆様の意見を求めながら決定してまいります。次回は市民意見を踏まえた最終版をもって2月下旬にお集まりいただきますことをご了承いただけますでしょうか。

会長 今、事務局から提案がございましたが、そのような形でご了承いただけますか。（異議なし）

会長 ではそのように進めてまいります。もう一人どなたかご意見があればお伺いできます。

委員 基本目標Ⅱに「就労することができた生活保護者受給者数」とあり、今回は4人と出ておりますが、生活保護の方が就労することができなくても構わないのではないですか。これを書くと生活保護は全員就労しなくてはならないような印象を受けてしまいますので、それを目標に掲げ、就労ありきになるのは疑問でございます。

会長 いかがですか。

事務局 ありがとうございます。この項目につきましても事務局の中で議論し、会長・副会長とも確認してパブリックコメント等に出してまいります。

会長 ありがとうございます。会議の時間配分ではご迷惑をおかけいたしました。いい計画を策定するために、まだご意見やご質問のある方は事務局までご連絡ください。それでは進行を事務局へお返しいたします。

閉会

事務局 会長様、皆様方、本当にありがとうございました。前回の第7回会議でも「中学生が読んでもわかるように具体的に」とのお話がございました。今回も皆様方から「居場所」という言葉や大枠での「支援」という言葉について、具体的にどういうことかと聞かれた際に答えに窮する場面がございました。市民の皆様が読んで分かるようにするためには、まず自分が答えられるようにする必要がございます。主な取組になればなるほど言葉の中身を押しさえるべきであり、それこそが計画でございます。後で迷うより、しっかりと計画の中で言葉の意味や重み・具体的な内容を入れなければならないことを改めて感じさせていただきました。次回はパブリックコメントに出させていただきます後、2月にお集まりいただき会議を進めてまいります。それから、市民の皆様への報告と市民の皆様と一緒に考える場を持ちますので、それも踏まえて計画に生かしてまいります。本日は夜遅くまで大変熱心にご協議いただき、ありがとうございました。